

(様式第1号)

平成30年度 芦屋市子ども・子育て会議 第1回確認部会 会議録

日 時	平成30年11月16日(金) 10:30~11:45
場 所	芦屋市役所 北館4階 教育委員会室
出席者	部会長 西村 真実 委員 山内 香幸 委員 武田 和子 委員 横山 宗助 欠席委員 福井 賢吾 事務局 こども・健康部長 三井 幸裕 こども・健康部主幹 和泉 みどり こども・健康部子育て推進課長 伊藤 浩一 こども・健康部子育て推進課施設整備係長 田中 孝之 こども・健康部子育て推進課主事 内野 裕太 こども・健康部子育て推進課主事 藤田 翔子
事務局	こども・健康部子育て推進課
会議の公開	公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

<議題>

- (1) 小規模保育事業所の認可・確認について
- (2) その他

<閉会>

閉会の挨拶

2 提出資料

- 資料1 施設型給付の概要と仕組み
- 資料2 芦屋市家庭的保育事業等認可等規則
- 資料3 芦屋市家庭的保育事業認可申請施設等の概要
- 資料4 教育・保育施設及び地域型保育事業に係る確認について
- 参考資料1 市立幼稚園・保育所のあり方について
- 参考資料2 芦屋ハートフル福祉公社敷地における認可保育所建設計画等に関する説明会

3 審議経過

<開会>

(1) 開会の挨拶

【事務局挨拶】

(2) 会議運営上の説明

(事務局内野) 事務局から会議運営上の説明をさせていただきます。

芦屋市情報公開条例第19条により、会議は公開が原則となっております。

この会議における内容や委員名も公開が原則であり、議事録を正確に作成するために、レコーダーにて録音させていただきたいと思っておりますので、ご了承の程よろしく願いいたします。

続いて本日は委員5名の内、4名が出席ということで、この委員会は成立していることをご報告させていただきます。

また、本日の会議の傍聴を希望される方はおられません。

それでは、議事の進行につきましてよろしく願いいたします。

(西村部会長) 委員の皆さま、ただいま事務局から説明がありました委員会の公開の件についてはよろしいですか。

【全員異議なし】

(西村部会長) では、傍聴者はおられないようですので、事務局から本日の資料の確認をお願いします。

【事務局より資料確認】

<議題>

【協議事項】

(1) 小規模保育事業所の認可・確認について

(事務局藤田) 今回の会議で皆さまからご意見をいただく対象施設は、現在建設中の芦屋市分庁舎内に、社会福祉法人豊富台福祉会が運営される小規模保育事業A型の「小規模保育わかば保育園」となっております。この説明につきましては、後ほど事務局の田中からさせていただきますが、私からはまず、本日の確認部会の位置付けなどについて、資料1「施設型給付の概要と仕組み」及び資料2「芦屋市家庭的保育事業等認可等規則」を使いながら説明させていただきます。

まず、この「確認部会」では、主に2点について、委員の皆さまからご意見をいただきたいと思いますと考えています。

1つ目が、小規模保育事業を含めた家庭的保育事業等の認可についてです。児童福祉法において、「市長は、家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない」との旨が規定されています。本市としましては、後ほど説明をさせていただきます「小規模保育わかば保育園」について認可をしようとしておりますことから、本市においては児童福祉審議会を設置しておりませんので、子ど

も・子育て会議の意見をお聴きするものです。

なお、子ども・子育て会議の委員構成が19人と大人数であるため、細かな各論については部会を構成して少人数で議論を進めるとの考え方から、子ども・子育て会議条例第7条の規定に基づき、この確認部会が設置されております。

2つ目は、子ども・子育て支援法において、「市長は、幼稚園・認可保育所・認定こども園の施設や、小規模保育事業を含めた家庭的保育事業等の利用定員を定めるときには子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない」との旨が規定されており、本市としましては、「小規模保育わかば保育園」の利用定員を定めるため、子ども・子育て会議の意見をお聴きするものです。

それでは、資料1「施設型給付の概要と仕組み」をご覧ください。

この資料では、小規模保育事業が、子ども・子育て支援新制度の中でどのような位置付けになっているのかを説明させていただきます。

まず、1頁の上段の図についてですが、平成27年度から始まりました子ども・子育て支援新制度では、上側に記載の施設型給付と下側に記載の地域型保育給付という2種類の制度がございます。上側の四角囲みの施設型給付には、認定こども園・幼稚園・保育所が分類され、下側の四角囲みの地域型保育給付には、本日の議題であります「小規模保育わかば保育園」が該当する小規模保育の他、家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育という事業が分類されております。

2頁をご覧ください。ここでは、本日の議題であります「小規模保育わかば保育園」が分類される地域型保育事業の4つの事業類型について説明いたします。いずれも、対象年齢が0歳児から2歳児で、市の認可事業ということで共通しております。

上から順に、小規模保育事業とは定員が6～19人の事業、家庭的保育事業とは定員が1～5人の事業、事業所内保育事業とは事業所の従業員の子どもに加え、地域の子どもの定員枠を設定した事業、居宅訪問型保育事業とは保育を必要とする子どもの居宅で実施する事業というように分類されています。

3頁をご覧ください。ここでは地域型保育事業の認可基準の概要を記載しております。一番下の表に、参考として都道府県等が認可を行う保育所の基準も記載されており、比較しながらご覧いただけます。細かく見ていきますと、小規模保育事業についてはA型・B型・C型の3つの類型が存在し、それぞれの認可基準がございます。ただ、本日の議題であります「小規模保育わかば保育園」が、小規模保育事業A型に該当しますので、小規模保育事業A型以外の説明は割愛させていただきます。

まず、表の左から2列目の「職員数」については、保育所の配置基準プラス1名を配置いただきます。この「保育所の配置基準」ですが、参考として一番下の表に記載されている保育所の表欄外に朱書きしていますとおり、芦屋市では1・2歳児における配置基準は子ども5人までに対して保育者1人としていますことから、国が定める基準よりも手厚い配置基準を設けています。

次に、その一つ右の列の「職員資格」については、全員保育士等の有資格者を配置いただきます。

次に、その一つ右の列の「保育室等」の面積については、参考として一番下の表に記載されている保育所の表と比較して頂くとおわかりいただけますが、保育所の場合、0・1歳児については、乳児室は1人当たり1.65㎡、ほふく室は3.3㎡を基準としておりますが、小規模保育事業A型については3.3㎡が必

要となっております。

次に、一番右の列の「給食」についてですが、制度上は、自園調理に限らず連携施設等から搬入することも可能となっております。

ここで、この「連携施設」について補足説明させていただきますが、小規模保育事業は、定員が19人以下と認可保育所に比べ定員規模が小さいことや、0歳児から2歳児の受け入れ事業という特性を踏まえ、3つの役割を求められています。

1つ目が、集団保育を体験させるための機会の設定や相談・助言による支援を行う役割です。

2つ目が、職員の病気等の緊急時等に必要に応じて代替保育を提供する役割です。

3つ目が、卒園後の受皿という役割です。

ただし、この連携施設については、平成27年度から開始した子ども・子育て支援新制度において、来年度の年度末まではその設定をしないことができるという経過措置が設けられています。

このように、子ども・子育て支援新制度では、兵庫県が認可する幼稚園・保育所・認定こども園といった教育・保育施設とは別に、本市が認可するものとして小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型事業の4種類の事業があり、さらに小規模保育事業についてはA型・B型・C型の3つの類型があるということになります。

次に、資料2「芦屋市家庭的保育事業等認可等規則」をご覧ください。

こちらの資料についての説明は、時間の都合上1点だけにさせていただきます。2頁の中央付近の第5条をご覧ください。先ほども申し上げましたが、小規模保育事業を含む家庭的保育事業等を市長が認可をしようとするときは、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないという趣旨を記載しております。その他の部分の説明につきましては割愛させていただきますが、本規則に従いまして、認可の手続きを進めることとしております。

資料1及び資料2につきまして、事務局からは以上です。

(西村部会長) 事務局の説明について何かご意見、ご質問はありますか。

特にないようでしたら、事務局から資料3及び資料4の説明をお願いします。

(事務局田中) それでは、資料3「芦屋市家庭的保育事業認可申請施設等の概要」をご覧ください。

こちらは、平成31年1月1日に開園いたします「小規模保育わかば保育園」の概要を記載しております。

上段の表「1 法人概要」をご覧ください。今回小規模保育事業の設置運営をいただく法人は、昨年度に公募を開始し、今年度6月に芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会での審査結果を受け、市長が決定した法人になっております。法人の名称は、社会福祉法人豊富台福祉会、法人の所在地は、兵庫県姫路市豊富町御蔭3278番地の57、法人の設立日は昭和58年3月25日です。現在、法人が実施されている事業は、保育所、幼保連携型認定こども園及び一時預かり事業の運営です。現在法人が運営している施設は、姫路市で昭和58年4月1日から「豊富台保育園」を運営され、現在の定員は65人、生後3か月から5歳児までを受入れされています。次に、神崎郡神河町の「寺前保育所」は、公立保育所であった施設を平成20年4月1日から民間移管を受け運営を開始し、現

在の定員は40人、産休明けから5歳児までを受入れされています。また、神戸市の「このみ保育園」は、平成25年4月1日に新設された園で、現在の定員は85人、生後6か月から5歳児までを受入れされているという運営実績を持つ法人です。

次に下段の表「2 認可申請施設の概要」をご覧ください。事業所の名称は、小規模保育わかば保育園です。所在地といたしましては、現在建設中である市役所分庁舎建物の1階部分となります。事業の種類は、小規模保育事業A型です。事業開始の予定年月日は、来年1月1日です。開所時間につきましては、平日は、午前7時から午後6時まで、その後午後7時までは延長保育事業を行っていただきます。土曜日は、市内の他の保育施設と同様に延長保育事業は実施せず、午前7時から午後6時までとなっております。休園日については、日曜・祝日・年末年始となっておりますので、この施設につきましては、来年1月1日から事業開始を行うこととなりますが、実際に園の運営が始まるのは、来年1月4日からということになります。連携施設については、先ほどご説明いたしました法人が神戸市で運営しております幼保連携型認定こども園の「このみ保育園」です。なお、連携内容につきましては、先ほど資料1の説明の中で触れましたが、相談や助言による支援や、小規模保育の保育士が急病の場合等における代替保育の提供としておりますので、卒園後の受皿という役割については、来年度の年度末まではその設定を求めないことができるという経過措置を適用することとしております。定員については、19人で、年齢別の内訳は、0歳児が3人、1歳児が7人、2歳児が9人です。建物の権利関係ですが、市が貸付けを行います。

2頁の最上段の表「3 園舎・園庭」をご覧ください。0歳児室から2歳児室までの保育室については、記載しておりますとおり、いずれも認可に必要な面積基準を満たしていることは当然ですが、もともと、この小規模保育事業として活用するスペースが約150㎡と比較的ゆったりとしていることもございまして、十分な面積が確保できているものと考えております。屋外遊戯場につきましては、分庁舎の1階という制約もございまして、敷地内にスペースを設けることができませんでしたので、代替地として、施設から300メートル離れた国道43号線を渡った先の芦屋公園を予定しています。移動につきましては、保育士が複数体制で引率することや、国道43号線を渡る際には、陸橋を利用するなど、体制と経路において、子どもの安全を確保いただくことを確認しております。調理関係については、調理室を設けますので自園調理で、アレルギー食へも対応いただけることを確認しております。

その下の表「4 事業の目的及び運営の方針」についてですが、記載のとおり、1つ目が、「一人一人の子どもの最善の利益を守り、保護者の皆様と共に心身を健やかに育む。」2つ目が、「子どもが様々な人と出会い、関わり、心を通わせながら成長していくために、乳幼児期にふさわしい生活の場を豊かに作りあげていく。」と掲げられています。この保育理念は、今回の連携施設でもある「このみ保育園」と同様ですので、連携施設との関係性も含め、この保育理念に基づいて法人として施設運営をいただきます。

その下の表「5 施設長予定者」についてですが、現在法人が運営しており、今回の連携施設でもある「このみ保育園」の主幹教諭の方が着任する予定となっております。

その下の表「6 職員の状況(予定)」ですが、(予定)としておりますのは、

表の上段の左から2列目の「保育従事者（保育士資格有り）」のうち、左側の列の「専従」の、上から2行目の「非常勤」の職員の数が「6人」となっている部分です。その1行上の「常勤」職員の5人については、法人内部の人事異動等で確保が可能なのですが、非常勤職員については、現在職員の採用を行っている最中であり、確保には至っておりませんことから、来年1月1日の開園の時点では予定とさせていただきました。ただし、認可基準上必要とされる常勤換算した保育士6人については看護師の1人が確保できていることも含めまして、基準上必要とされる人数は満たすものの、基準を上回る部分の人数についての非常勤職員の配置については、現在採用中で変動するという説明を受けております。いずれにしましても、来年度当初の4月1日時点においては、この資料に記載の内容で職員配置をいただくことで確認をしております。

施設の平面図について、3頁をご覧ください。特徴としましては、年齢毎に行動が異なる0歳児から2歳児の保育室をそれぞれ独立させた造りとしているため、のびのびと安心してお過ごしいただけます。また、ドアの指挟み防止対策や床暖房の設置、バリアフリーにも対応した設計となっています。さらに、0歳児室の北側にも避難経路が確保されているため、非常時には、2方向避難が可能な間取りとなっております。簡単ですが、平面図についての説明は以上です。

最後に今後のスケジュールですが、来年1月の開園に向けて、現在分庁舎工事と並行して改修工事を行っている最中でありますことから、これまでの小規模保育事業の認可に倣いまして、本日の確認部会でのご意見を踏まえ、改修工事の検査完了後に小規模保育事業A型として認可を行う予定としておりますことを、報告させていただきます。

次に、資料4「教育・保育施設及び地域型保育事業に係る確認について」をご覧ください。こちらは、先ほどご説明しました認可予定の小規模保育わかば保育園を、表の下から3行目に1行色を反転させた部分に新たに追加し、新制度対応の市内施設について、総定員を記載しています。一番下の「総計」をご覧ください。右から5列目の1号認定が1,010人、その一つ右の列の2号認定が755人というのは、今年度当初と変更はございませんが、今回「小規模保育わかば保育園」が開園されることで、3号認定の0歳児が143人、1・2歳児が490人となります。これにより供給過剰にならないかという点につきましては、11月1日時点の待機児童数が、0歳児が125人、1歳児が92人、2歳児が51人となっており、かつ、いずれの年齢区分も定員を超える受入れをしている状況でありますことから、「小規模保育わかば保育園」の定員設定については必要なものであると考えております。今後につきましても、引き続き待機児童の解消に向け、保育施設等の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

長くなりましたが、こちらからの説明は以上です。

(西村部会長) 事務局の説明について何かご意見、ご質問はありますか。

(山内委員) 姫路市の社会福祉法人豊富台福祉会が選定されています。この経緯についてご説明ください。

(事務局田中) この事業者を選定するに当たり、昨年度に公募を行いました。当日配布資料の参考資料1をご覧ください。こちらは、市立幼稚園・保育所のあり方についての全体図です。左から2列目の緑色で色付けしている部分の上から5番目に

分庁舎，その下にハートフル福祉公社敷地についての記載がございます。この2施設を一括して同じ法人に運営していただくということで昨年12月に公募を行いました。選定の経過としましては，第1次審査が書類審査，第2次審査が事業者面接，第3次審査として実地調査を行い，応募いただいた5法人から最後に残った1法人として社会福祉法人豊富台福祉会が選定されました。なお，全て外部の委員で構成された選定委員会で審査を行い，市長が決定しました。選定の経過としましては以上です。

(山内委員) 選定の過程で何をポイントにして選びましたか。

(事務局田中) ポイントとしましては複数あり，大きく分けると3点です。事業者の状況，園の組織・体制，園の運営の3点です。その3点のうちにもそれぞれ審査するポイントはあります。事業者の状況では事業者概要等や事業者の経営状況を審査します。園の組織・体制では，全体計画，収支計画，職員の育成・配置，安全対策・危機管理体制を審査します。最後に園の運営では保育内容に関する計画，支援・配慮を要する子ども及び家庭支援が必要な保護者への対応，食育及び給食提供の考え方，地域との連携等，保護者に対する支援・連携及び苦情解決処理，その他の提案といった12の観点から選定させていただきました。

(山内委員) 外部委員による選定の中で，今お話があった条件があり，提出書類についても，書類上は整っていたのではないかと推察されます。しかし，芦屋市の経過としましては，市外から参入した大手の法人で過去にトラブルがありました。この春にも市外から参入した法人の施設でトラブルがあったと聞いています。そうした中で，書類では見えない部分があったのではないのでしょうか。

今回の公募に関しましても，市内の法人も応募したと聞いています。長年に渡って芦屋市に貢献し，安全に確実に地域に愛されながら運営している法人があります。もう少し地元の事情も考慮して選定すべきだと思います。実際にトラブルが起きている中で，あえて市外の法人を選定するのはどうかと思います。市内で長く運営している法人がいる以上，大きなポイントとして加算していただきたかったです。芦屋を愛しながら貢献したというアピールができる実績は無視できないのではないのでしょうか。大手の法人も上手に事業展開しているところも多々あると認識していますが，地元で長く運営している法人を市が助ける形で少しずつ大きくするアプローチも必要ではありませんか。

また，待機児童の人数について，先ほど説明があり，新聞でも大きく取り扱われているところですが，実際の待機児童の人数を反映していません。この数字も今すぐ保育所に入りたいという数字ではありません。市ではどこまで把握していますか。

(事務局田中) 申込みについては，保育を本当に必要としているのか，していないのかということは，市では判断しかねますが，申し込まれている方々に対して施設を整備していくことが市の役割だと考えています。

(山内委員) 把握できないというシステムが問題です。実際に私が運営している保育園には，多数の方が見学に来られますが，その時点で判断がつかず。もし，市から質問があれば，緊急度を説明することができます。今すぐ保育が必要なのか，入所のポイントを貯めるためなのかの見分けはつかず。この点については，ポイント制度を見直さなければいけません。本当の待機児童の数を把握できるかどうかで整備計画は変わってくると思います。この点の把握については，慎重に見極めてほしいです。

(事務局伊藤) 保育を直ちに必要としているのか、そうでないのかの違いはあるかもしれませんが、全く保育を必要としていないのに申し込まれていることは基本的にはないと思っています。

(山内委員) 来年の4月入所を目指して、今、待機児童になっている人がいます。また、来年の4月入所を目指して早い人では今年の5月から待機児童になっています。つまり、常に多い数を待機児童数として反映しているということです。これでは真の待機児童数ではありません。タイミングのズレがあるので、現時点という数字を出す必要はあると思います。

(横山委員) 市内の法人を優遇することは賛成です。個人的には随意契約として優遇したらいいと思いますが、補助金もありますので、プロポーザル方式にせざるを得ないと思いますし、公平性も保たないといけなため、悩ましい問題だと思います。計画が決まってからプロポーザル方式にすると、大手は見せ方が上手で、点数を付けると、安定した法人が勝ち、小さな法人は勝てません。いきなり公募をするのではなく、仕様書を決める段階、前々年度くらいから協働できるような仕組みにした上で、プロポーザル方式にしたらいいと思います。そこまでの経緯を一緒に作ったところは点数が高くなると思いますので、受託する可能性が高いというプロポーザル方式にしてはどうでしょうか。

(武田委員) 芦屋で地盤を作って、地域から信頼を受けて運営しているということは、大きなことだと思います。しかし、公平性ということもありますので、これは考えないといけませんが、山内委員の意見に賛成です。

(西村部会長) 芦屋で育つ子どもたちをいかに豊かに育てるのか、その資質がある法人を選ぶ過程についてご意見をいただきましたが、芦屋で長く運営しているという思い入れについては尊いものだと思います。ただし、芦屋で長くという点で言うと、芦屋市以外の自治体で長く運営したという実績についても、考える必要があります。同じように長さで評価するのであれば、そこが難しくなります。市外でも質の高い保育を実践している法人があります。その法人に参入していただき、芦屋の子育ての質と一緒に高めていく仲間になるという考え方もあります。

また、選定の過程についてですが、保育を見極めるために、書類審査だけではなく、実地調査もあります。委員の中にいる保育の専門家が評価を行い、さらに面接の内容からも判断されています。書類だけではなく、質的な審査を経た結果だと思います。

(山内委員) 私の保育園では、各保育室にピアノを置いています。なぜなら、各保育室にピアノがないと、本当の保育はできないと思っているからです。そのような目で事業者を選定いただいているのでしょうか。認定こども園になると、預かり保育に偏ってきます。預かり保育と通常の保育との違いは大きいです。施設を見れば分かります。また、急成長した法人は力量があるとは思いますが、反面、無理も抱えていると思います。何を見るのかという原点に戻っていただいてもいいのではないのでしょうか。新しい施設を実地調査するときには、芦屋で長く運営している法人からも意見を聞くべきではないのでしょうか。

(事務局三井) 市内の法人を育成することは大切です。市は行っています。認定こども園等の公募では透明性も必要なため、あり方を公表し、できるだけ早く周知することで、小さな法人でも公募に向けて準備いただけるようにしています。

また、実地調査は今回の公募や旧市立浜風幼稚園敷地の公募の際に実施して

いましたが、2回目の南芦屋浜地区の公募では行いませんでした。それは、できるだけ広く募集を行いたい、幼稚園を運営している法人も対象にしたいとの考えから、不公平感を無くし、土俵を揃えるためです。ただ結果として、幼稚園のみを運営している法人から認定こども園の設置運営事業者に応募することが少ないということで、実地調査も行うことにしました。

さらに、公募では、書類が整っているということだけを見ているのではありません。専門の方のご意見や、預けている保護者のご意見、会計についても大切に、それぞれの立場の委員の方に参加いただき選定しています。芦屋にはどのような法人がふさわしいのかを考えています。朝日ヶ丘町の幼保連携型認定こども園につきましては、現在公募を行っておりますので、後から条件を変えることはできません。どこまでご意見を反映できるのかは分かりませんが、次に公募するときには、いただいたご意見を踏まえながら考えていきたいと思えます。

(山内委員) 芦屋の保育の質をどのように保つのか、保護者の意見も大切ですが、保護者は初めて預けた保育園が基本になります。他の保育園を知りません。本物の保育とそうでない保育の比較ができるのは、長年施設を運営している保育関係者です。そういった意見をどこかに反映することが、芦屋の保育の質を保つことだと思います。

(西村部会長) 選定委員の中には保育の仕組みが分かる専門の方がいます。保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領等が近年変化してきています。国全体で進めていこうとしている方向と、実際の保育の中で子どもをどのように育てるのかという2つの側面がありますが、環境を重視する流れにあり、環境構成とはどのようなことか、子どもと丁寧に関わるとはどのようなことかということに専門にしている先生が選定委員として関わっておられますので、保育の質を上げる時には、今まで培ってきたもの、それから、これからどのように進むのかの方向性を見据えた上で選定していただいていると思います。今後、評定の基準にこのようなことがあった方がいいという建設的な意見は我々からでも提示していきたいと思えますが、芦屋市はこの取組みを通して良くなるようにしています。それぞれの立場で芦屋市に貢献しているのだと思います。それぞれの専門性を活かしながら、それが上手く協同として進んでいくといいと感じました。

(横山委員) 先ほどの、随意契約だと不公平だからプロポーザル方式にしてはどうかということの補足説明ですが、プロポーザル方式だと本当に審査できているのかという議論があると思います。仕様書を作る段階から協働できる仕組みがあればいいのではないかと発言しましたが、意味が分かりにくかったのではないかと思いますので、説明させていただきます。神戸市では「アーバンイノベーション神戸」という、仕様書を行政職員と企業が一緒に作る仕組みがあります。それをそのまま活用することは難しいと思えますが、これは仕様書を行政職員と企業が一緒に考えた後に、プロポーザルになるという仕組みです。このように他市のプロポーザルや随意契約以外の面白い取組みのエッセンスだけでも取り入れたらどうかと思えて、事例として挙げさせていただきました。

(西村部会長) 他にご意見はありませんか。

それでは、最後に事務局より事務連絡をお願いします。

【事務局から連絡事項】

(西村部会長) これをもちまして平成30年度芦屋市子ども・子育て会議第1回確認部会を終了いたします。
本日はどうもありがとうございました。